大塚　珠代	丸川珠代の会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	
		主たる事務所の所在地	東京都渋谷区神宮前三―三五―八	東京都千代田区永田町二―一―一	六、一〇、一五
日下　正喜	日下正喜後援会	主たる事務所の所在地	広島県広島市中区土橋町二―一八	広島県広島市中区土橋町二―四三	六、一二、一
平　将生	平マサキ後援会	政治団体の名称	平マサキ後援会	平将生後援会	六、一二、一一
武田　良太	武田良太政経研究会	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―一七―一二	東京都千代田区永田町二―二―一	六、一〇、三一
三反園　訓	三訓会	政治団体の名称	三訓会	みたぞのさとし後援会三訓会	六、一二、一〇
宮澤　靖	みやざわ靖後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―九―六	東京都世田谷区経堂一―二六―一〇	六、一二、一〇
山田　太郎	政経社会未来創造研究会	政治団体の名称	政経社会未来創造研究会	山田太郎事務所	七、一、一
山本和嘉子	遼扇会	主たる事務所の所在地	京都府京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町四〇六	京都府福知山市駅前町三三〇	六、一二、一

○総務省告示第二百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年六月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

(一) 法第十九条第三項第一号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
大口　善徳	大口よしのり後援会	六、一二、三一
近藤　秀将	近藤ひでまさ後援会	六、一二、二〇
古屋　範子	古屋範子後援会	六、一二、一六
吉田久美子	吉田久美子を励ます会	六、一二、二五

(二) 法第十九条第三項第二号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
伊藤　渉	いとう渉を育てる会	六、一〇、九
奥野　信亮	宏信会	六、一〇、九
金子　俊平	飛友会	六、一〇、九
山本　有二	地球環境研究会	六、一二、二五

○中央選挙管理会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和五十八年中央選挙管理会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実費弁償及び報酬の額） **第十八条**　法第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第百九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。第四号ニにおいて同じ。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次の各号に掲げる額とする。 一　選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額 ［イ・ロ　略］ ハ　航空賃　航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ［略］ ホ　宿泊料（食事料二食分を含む。）　一夜につき二万三千円 ヘ　弁当料　一食につき千五百円、一日につき四千五百円 ト　茶菓料　一日につき千円	（実費弁償及び報酬の額） **第十八条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ［新設］ ハ　［同上］ ニ　宿泊料（食事料二食分を含む。）　一夜につき一万二千円 ホ　弁当料　一食につき千円、一日につき三千円 ヘ　茶菓料　一日につき五百円